

月報私学

3

2016

Vol.219



平成27年8月に完成した滝川学園名古屋文理大学の稲沢キャンパス新校舎「FLOS館」(左上)。FLOS(フロース)とは、ラテン語で花を意味し、校章の「ユリ」を表すとともに、未来に花を咲かせたいとの願いが込められています。右上から時計回りに、天井が高く自然光が差し込む開放的な食堂、大人数を収容できるFLOSホール、映像や音楽制作のための撮影スタジオ、レコーディングスタジオ、明るく機能的な調理実習室

写真提供：学校法人 滝川学園（愛知県名古屋市）

CONTENTS

- 平成28年度 私学関係予算(案)の概要…………… 2
- 就任のあいさつ 理事 小谷隆之／経営実務Q & A…………… 6
- 連載③「魅力あふれる学校づくりを目指して」
「食・栄養・情報」の殿堂を目指して…………… 7
- 平成28年度の掛金等の率…………… 9
- 短期給付にかかる変更(平成28年4月～)／
任意継続加入者にかかる標準報酬月額算出方法及び上限額の改正…………… 10
- 採用時の手続き…………… 12
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成28年度

私学関係予算(案)の概要

平成27年12月24日の閣議で平成28年度政府予算(案)が決定しました。ここでは、文部科学省の私学関係予算として、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)の概要を説明します。

私学助成関係予算(案)

平成28年度私学助成関係予算(案)については、図のとおりです。

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

28年度予算案においては、建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保することとして、前年度と同額の3153億円を計上しています。そのうち一般補助では、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかるとする経常的経費への補助のため、2701億円を計上しています。また、特別補助では、32年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に

対する支援を引き続き実施するため、451億円を計上しています。大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、集中的支援を行うため、「私立大学等経営強化集中支援事業」について45億円を計上するとともに、教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援するため、「私立大学等改革総合支援事業」について167億円を計上しています。また、学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する「私立大学研究ブランディング事業」を新たに創設し、50億円を計上しています。そのほか、経済的に修学困難な学生等に対する授業料減免の充実を図るため、86億円を計上しています。

このほか、復興特別会計において、被災3県に所在する大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援するため、18億円を計上しています。

平成28年度 私学助成関係予算(案)の概要

平成28年度予算額(案)：4,303億円(+4億円)
【復興特別会計：22億円】

私立大学等経常費補助 3,153億円(前年度同額)[復興特別会計：18億円]

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神や特色を生かした教学改革や経営改革等に取り組む大学等を重点的に支援

- (1) 一般補助 2,701億円(△10億円)
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援
- (2) 特別補助 451億円(+10億円)
2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援
・私立大学等経営強化集中支援事業の推進
・地方に貢献する大学等への支援
・経済的に修学困難な学生に対する授業料減免の推進 等
- (3) 私立大学等改革総合支援事業(上記の一般補助及び特別補助の内数) 167億円(+23億円)
教育の質的転換や入学者選抜等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援
- (4) 私立大学研究ブランディング事業(上記の特別補助の内数) 50億円(新規)
学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援

【復興特別会計 18億円】

被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援

私立大学等教育研究活性化設備整備事業 23億円(△23億円)

教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援

○私立大学等改革総合支援事業 23億円

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,023億円(+14億円)

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助

- (1) 一般補助 872億円(+7億円)
各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援
- (2) 特別補助 124億円(+8億円)
各私立高等学校等の特色ある取組を支援
・教育の質の向上のため、教育の国際化などを進める学校への支援拡充
・私立幼稚園等における障害のある幼児受入れや預かり保育への支援 等
- (3) 特定教育方法支援事業 27億円(前年度同額)
特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 104億円(+12億円)

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

- (1) 教育・研究装置等の整備 60億円(△20億円)
- (2) 私立大学研究ブランディング事業(上記の内数) 22億円(新規)
- (3) 耐震化の促進 45億円(+33億円)
学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援

【ほかに財政融資資金 417億円】

※ この他、災害復旧関係費 4億円

また、前述の「私立大学等改革総合支援事業」の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」において、23億円を計上しています。

私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助については、一般補助の全学校種について、生徒等一人当たり単価を増額しています。特別補助においては、近年対象園児数が大幅に増加している私立幼稚園での障害のある幼児の受け入れに対する支援経費について、一層の充実を図りました。また、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、教育の質の向上のため、教育の国際化、教育相談体制の整備などを進める学校への支援を拡充しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費補助の総額は、対前年度14億円増の1023億円となっています。

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援するものです。

28年度予算案においては、「私立大学等改革総合支援事業」や「私立大学研究ブランディング事業」における施設・装置等の整備を通じた支援のほか、27年度補正予算（50億円）と一体

とした執行による耐震改築及び耐震補強や非構造部材の耐震対策等の整備に対する支援などに104億円を計上しています。

また、私学事業団の28年度貸付事業規模を700億円（うち私立学校の耐震化分は455億円）としており、その財源として、財政融資資金417億円を計上しています。

なお、27年度で終了する耐震化長期低利融資制度は、引き続き耐震化を促進するため、文部科学省からの私立学校施設高度化推進事業費補助（利子助成）により、本融資制度と実質的に同等の支援を継続します。

このほか、27年度補正予算において、私学事業団の耐震化長期低利融資による貸付事業規模の拡大に伴い、財政融資資金を追加（361億円）しています。

なお、私学事業団の共済業務にかかる事業費補助金及び事務費等補助金としては、対前年度23億円増の1244億円を計上しています。

最後に、東日本大震災により被害を受けた私立学校施設の災害復旧については、津波被害地域、避難指示解除準備区域等に所在する復旧事業に未着手である学校施設の復旧に必要な経費等として、4億円を計上しています。

私立大学研究ブランディング事業

平成28年度予算案 72.5億円【新規】

[施設・装置：5.5億円 設備：17億円 経常費：50億円]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

タイプA【社会展開型】（Research Center for Society）

支援対象

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究

- ・特定の地域あるいは分野における、地域の資源活用、産業の振興・観光資源の発掘・文化の発展への寄与、起業や雇用の創出等を目的とするもの
- ・申請は地方大学※1又は中小規模大学※2に限定

※1 三大都市圏（定義は首都圏整備法等を活用）以外に所在

※2 収容定員8,000人未満

タイプB【世界展開型】（Research Center for the World）

先端・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究

- ・学際・融合領域・領域間連携研究により新たな研究領域の開拓、生産技術の確立や技術的課題への大きな寄与、国際連携等のグローバルな視点での横断的取組、社会的ニーズに対応した知の活用等を目的とするもの

選定方法イメージ

【研究体制】学長のリーダーシップの下で全学的優先課題としての設定や研究体制の整備の状況

- 事業計画への記載、学内予算及び人的資源の重点的・効率的配分、教育への展開計画の策定など、全学的優先課題として位置付けされているか。
- 研究活動・研究業績に係る点検・評価を実施し、その結果を研究組織あるいは全学的な管理運営に反映する体制が整備されているか。
- 研究活動の進捗管理及び支援に係るマネジメント体制、学内外の連携体制が整備されているか。等

研究体制と研究内容を総合的に審査

【研究内容】

- 期待される研究成果が明確であり、全学的優先課題として適切か。
- 研究成果が波及する対象との連携体制が整備されているか。
- 打ち出そうとするブランド力に独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。等

【研究内容】

- 科学的・技術的意義や社会的・経済的意義がある研究内容か。
- 研究成果が貢献・寄与する程度が明確に想定され、実現可能性があるか。
- グローバルな視点・独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。等

30～40件程度選定

補助条件イメージ

- ・各年度の申請は1大学1件限り
- ・文部科学省ホームページやシンポジウム等において各大学が打ち出す研究ブランド力を集約して発信
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付け
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円（予定）、設備500万円 経常費は最大5年間にわたり措置



幼児教育関係予算（案）

平成28年度幼児教育関係予算（案）については、「幼児教育の振興」として三つの柱をもとに計上しています。

まず、幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進については、「幼児教育無償化に関する関係関係・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図ることとし、対前年度22億円増の345億円を計上しています（うち、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた文部科学省計上分は323億円）。

具体的には、多子世帯の保護者負担軽減として、年収約360万円未満相当の世帯について、現行では小学校3年生までとされている多子計算にかかると年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料の無償化を完全実施します。また、ひとり親世帯等の保護者負担軽減として、市町村民税非課税世帯は保育料を無償化し、市町村民税所得割課税額7万7100円以下（年収約360万円未満相当）の世帯は第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化します。

次に、幼児教育の質の向上を図るため、新たに二つの委託事業を開始するとともに、幼稚園教育要領の改訂作業の着実な実施、ECEC Network事業

平成28年度 幼児教育関係予算（案）の概要

幼児教育の振興について

平成27年度予算額:460億円 平成28年度予算額(案):404億円※

平成28年度安心こども基金(平成28年度延長)約100億円
※うち、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた文部科学省予算計上額 382億円

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を推進するとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

345億円(323億円)※

※うち、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた文部科学省予算計上分は、323億円(306億円)

「幼児教育無償化に関する関係関係・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

◇多子世帯の保護者負担軽減 18億円(文部科学省計上分 14億円)

年収約360万円未満相当の世帯について、現行では小学校3年生までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料の無償化を完全実施。

◇ひとり親世帯等の保護者負担軽減 4億円(文部科学省計上分 3億円)

市町村民税非課税世帯は保育料を無償化し、市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）の世帯は、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する。

2. 幼児教育の質の向上

3億円(0.3億円)

◆幼児教育の質向上推進プラン<2.2億円(0.3億円)>

①幼児教育の推進体制構築事業【新規】

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

②幼児期の教育内容等深化・充実調査研究【新規】

幼児教育に係る教職員の研修等をはじめとした資質向上、幼児教育にふさわしい評価の在り方の検討等に関する調査研究を実施する。

◆幼稚園教育要領の改訂<0.1億円【新規】>

中央教育審議会における審議を踏まえ、幼稚園教育要領の改訂や解説書の作成等を着実に実施する。

◆ECEC Network事業の参画<0.4億円【新規】>

OECDにおいて計画されている①幼児教育・保育の従事者に関する調査、②幼保小接続に関する調査、③幼児教育・保育の学習効果に関する調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

3. 幼児教育の環境整備の充実

56億円(137億円)

※平成28年度安心こども基金約100億円

◆認定こども園等への財政支援 <51億円(135億円)>

認定こども園の設置・促進を図るため、認定こども園の新設・園舎の耐震化等に必要な施設整備費を支援するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

※認定こども園の整備を図ることを目的とし平成20年度から都道府県に造成している安心こども基金について、終期を平成28年度末まで延長し、同基金と一体となって認定こども園の施設整備を図る(平成28年度安心こども基金約100億円)。

◆私立幼稚園の施設整備の充実 <5億円(2億円)>

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設のアスベスト対策等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

に参画するための経費を計上しています。新規の委託事業のうち、「幼児教育の推進体制構築事業」では、地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行います。さらに、幼児教育の環境整備の充実

として、私立幼稚園や認定こども園等の耐震化を始めとする施設整備費を計上するとともに、認定こども園の整備を図ることを目的とし20年度から都道府県に造成している安心こども基金について、終期を28年度末まで延長し、同基金と一体となって認定こども園の施設整備を図ります(平成28年度安心こども基金 約100億円)。私立幼稚園の耐震化は、公立と比べて遅れている状況であることを踏まえ、積極的

な取り組みをお願いします。また、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、支援、質の向上に関する研修等の実施、認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費等を計上しています。なお、このほか、私立幼稚園に対する経常費助成費補助については、「幼稚園等特別支援教育経費」の充実等を図り295億円を計上しています。

専修学校関係予算（案）

平成28年度の専修学校関係予算（案）については、学校における「学習」と、企業等と連携した「実践」を組み合わせて行う効果的な教育手法を開

発し、学校・産業界の双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築することを目指し、「専修学校版デュアル教育推進事業」を新たに創設しています。

また、専修学校を始めとした教育機関が産業界との対話を通じて産業界のニーズに対応した人材育成を行う教育プログラムの開発等を行うため、「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業を実施するとともに、意欲と能力のある専門学校生が経済的な理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を、引き続き実施することとしています。

さらに、文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体のさらなる質保証・向上の取り組みを推進す

平成28年度 専修学校関係予算（案）の概要

（ ）は27年度予算額

国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進

（１）専修学校等の人材育成機能の向上

- | | |
|--|-----------------|
| ○ 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 | 15.3 億円（15.7億円） |
| <small>専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、産業界等、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証、高等専修学校等における特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発等を実施する。これらの取組を通じて成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。</small> | |
| ○ 専修学校版デュアル教育推進事業【新規】 | 1.5 億円（ - ） |
| <small>専修学校において、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、学習と実践を組み合わせる効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制の構築を目指す。</small> | |
| ○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 | 1.8 億円（1.8億円） |
| <small>平成26年度から、教育面における企業等との密接な連携などの要件を満たしたものを文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する制度が開始されたことに伴い、認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウを取りまとめ検証を行い、その結果を広く全国に提供すること等により、専修学校全体の質保証・向上を図る。</small> | |

（２）専修学校生の修学支援の充実等

- | | |
|---|---------------|
| ○ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業 | 3.0 億円（3.0億円） |
| <small>意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。</small> | |
| ○ 専修学校留学生就職アシスト事業 等 | 0.6 億円（0.7億円） |
| <small>専修学校における外国人留学生に対する来日の動機付けから就職支援までを総合的に支援し、産業界等と連携のもと、留学生受入れ拡大を図る。</small> | |
| ○ 国費外国人留学生制度 | 7.6 億円（7.5億円） |

専修学校の教育基盤の整備

- | | |
|--|---------------|
| ○ 私立学校施設整備費補助金 | 3.0 億円（2.8億円） |
| <small>【補助対象】</small> <ul style="list-style-type: none">・ 教育装置や学内LAN装置の整備・ 学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備・ 太陽光発電導入工事、エコ改修工事 | |
| ○ 私立大学等研究設備整備費等補助金 | 2.2 億円（2.2億円） |
| <small>【補助対象】</small> <ul style="list-style-type: none">・ 情報処理関係装置の整備 | |

合 計 35.2 億円（33.7億円）

※ 平成27年度は上記（ ）内の予算額のほか、復興特別会計予算額6.7億円（私立学校施設整備費補助金等）が計上されていた。
※ 高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業など、専修学校分の予算が不可分なものは含まれていない。
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

るため、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業及び、専修学校における留学生の受け入れ拡大を図るため、「専修学校留学生就職アシスト事業」についても、

引き続き実施していくこととしています。その他、教育装置や情報処理関係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐震化工事、エコ改修工事等の専修学校

の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するための予算を計上しています。

就任のあいさつ



理事

小谷 隆之
こたに たかゆき

本年1月1日付けで日本私立学校振興・共済事業団融資担当理事を拝命いたしました。

大学卒業後の三十数年間、私は社会保障の補完としての生命保険事業に従事。その仕事を通じて、国民生活の安定や安心の提供に貢献すべく取り組んでまいりました。したがって、教育関係の職務はまったくの新たな分野となりますが、日本の成長・発展のために有用な、また、世界の将来を担うことのできる優れた人材の育成に貢献いたすよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

皆様すでにご承知のごとく、少子高齢化、高度情報化、グローバル化の急速な進展等により、日本を取りまく環境は大きく変化してきています。こうした状況に対応するため、多くの企業や組織において、第三者視点による経営監視機能や法令等遵守態勢の強化、情報開示そしてダイバーシティーの拡充などが進められ、ガバナンスの強化

や経営改善が図られています。

私立学校ももちろんその例外ではありません。が、これに加えて、私立学校に本来的に求められているのは、こうした環境の変化に柔軟に対応し、将来にわたる我が国の持続的な成長と国際社会における貢献を実現していくことを可能とする優秀な人材を世の中に輩出することに他なりません。

近年、高学歴化の進展と反比例するかのような低学力化が問題となっています。日本は元来、世界に類を見ない教育大国でした。例えば、幕末や明治初期に来日した多くの外国人を驚かせた日本人の識字率の高さにそれが端的に示されているように。

私立学校の現場においては、様々な苦勞と絶えざる改善努力が日々積み重ねられていることを、私は存じております。皆様のそうした前向きな取り組みを全力で支援し、変革の時代に世界をリードしていくことのできる人材の育成に尽力してまいり所存でございます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

経営実務Q&A

学校法人の財源充実のため、寄付募集に積極的に取り組む学校法人が増えています。

そこで今回は、私学経営情報センターに寄せられた質問のうち、寄付募集に関するQ&Aをご紹介します。

Q 本学では卒業生等の大学関係者にとどまらず、広く社会全般を対象とした寄付募集戦略を検討しています。

その一環として、一般からの寄付に對して、記念品として大学が地元企業と共同開発した機能食品を贈ることを考えていますが、どのような点に留意すべきですか。

A 一般的に、大学が寄付者に対して記念品を贈ることは、特段、制約を受けるものではありません。

設問の事例は、大学の教育研究内容の成果物を記念品としたものであり、お礼のしるしのほか大学の認知を深めてもらうひとつの手段と思われます。

しかし、記念品が市場価格等で価値を容易に把握でき、かつ寄付金額に比べて相当に高い経済的価値があるような場合は、寄付者が大学から何らかの対価を得る目的であると見なされてしまう恐れがあります。

寄付への返礼の程度については、地方自治体のふるさと納税に関して総務

省から発出されている通知を参考にしてください。(以下抜粋)

『地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について』(平成27年4月1日総務令第39号)Ⅷ―2(1)

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

「返礼品(特産品)の価格」や「返礼品(特産品)の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(以下略)

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすること。

- ①換金性の高いプリペイドカード等
- ②高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3230)7846〜7848

Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ③⑧

「食・栄養・情報」の殿堂を目指して

学校法人 滝川学園 名古屋文理大学・名古屋文理大学短期大学部

学長 景山 節

名古屋市内に栄養士養成の専門学校として創立

本学園の創立者は、初代理事長・学長の滝川一益です。滝川一益は、戦後に名古屋地域唯一の栄養・食品に関する民間の研究施設である食糧科学研究所を設立していましたが、その成果を広く伝えていく場として、1956年に名古屋栄養専門学校を創設し、栄養士の養成を行うこととしました。

この時の立学の精神（建学の精神）は、「本学は自由と責任を重んじ、学問を通して知識・技術を磨き、健康を増進し、特に品性を高め、正しい歴史観と人生観を培い、世界から信頼される日本人を育成する場である」であり、これが現在も本学の教育・研究の基本理念となっています。

この立学の精神には、「知識・技術を身につけた」栄養士の養成はもとより、その文言の中に、滝川一益が、第二次世界大戦の戦前・戦中に経験した、偏った人生観や世界観に支配された苦難の歴史を繰り返さないようにとの強い思いを込め、「正しい歴史観と人生観を培い、世界から信頼される日本人

を育成する」と表されています。

この立学の精神に加えて、滝川一益は、人間味あふれる学園として、学生の人間形成に果たす役割の重要性を日常的に説いており、その思いは「学苑は良き友をつくる場であると共に生涯忘れ得ぬ思い出をつくる場である」という言葉に残されています。

名古屋栄養短期大学の発展

名古屋栄養専門学校を母体とし、1966年に名古屋栄養短期大学が創立されました。名古屋では歴史的にも最も古い栄養士養成施設として数多くの卒業生を送り出し、東海地区を中心に多くの人材を輩出してきました。当時の東海地区では栄養士養成施設の数も



現在の名古屋文理大学短期大学部

少なく、本学園は栄養士を目指す高校生に、学校名を縮めて「名栄短（めいえいたん）」として広く名を知られることになりました。現在、卒業生は多くの企業や官公庁などで指導的立場となって活躍しています。

稲沢市に4年制大学の設置

1973年に当時の高校生の進学率の増加に伴い生活科学科が設立され、短期大学の教育分野も栄養士養成から拡大されることになりました。すでにこの時期に創立の地である名古屋市内西区のキャンパスは、学生や校舎で満杯の状態となっていたことから、1983年に近接の稲沢市に新キャンパスを開設し、1986年に情報処理科を新設しました。短期大学の名前も、栄養以外の分野の比率が増してきたため、よりふさわしい名称として「名古屋文理短期大学」に変更されました。その後1990年には経営学科を新設し、4学科体制となりました。その時点の総定員は1340名であり、短期大学として最大限に拡張されたものになりました。

1999年にこの短期大学を母体として4年制大学である名古屋文理大学を開学しました。開学時は短期大学の情報処理科、経営学科をもとにした情報文化学部1学部で発足しました。当時はコンピュータの普及やネット社会への移行期であり、情報を学ぼうとする多くの学生が集まりました。

食・栄養・情報の3本柱

現在、日本の出生率は低下し、18歳人口の減少は顕著となっています。2018年からさらに減少し、大学の入学者定員の確保はますます困難な時代を迎えます。この状況の中で滝川学園は社会が必要とする人材を養成し、これからの時代に自らの役割を果たしていかなければなりません。

稲沢キャンパス設立時に情報教育に注力したことで、学園の源流であった「栄養」に関する教育が少し薄まった感がありました。このときすでに全国的には栄養士の上位資格となる管理栄養士が普及し、東海地区でも4年制の大学は相次いで管理栄養士の養成のための学科を設置していました。このような背景から本学園も発足時の「栄養」に回帰すべく、2003年に健康生活学部健康栄養学科を設置し、管理栄養士の養成に乗り出すことになりました。また2005年に情報文化学部の一部をもとに「食」を学ぶフードビジネス学科を設置しました。このことで学園は「食・栄養・情報」の3本柱体制となり、その後現在まで強化を続け、本学の特色となっています。

栄養の伝統を引き継ぐ

学園の栄養士養成課程における入学定員は短期大学部が150名、これにグループ校である名古屋文理栄養士専門学校校の80名が加わります。管理栄養

士課程となる大学では80名です。栄養士養成で言うと、東海3県の3割以上は本学園とそのグループが担っています。2年間の課程では、調理や給食などの実技を徹底的に教え込み、現場で即戦力として活躍できる若者を養成しています。4年間の管理栄養士課程では、病院や福祉施設、あるいは栄養教育での専門家を養成します。国家試験の合格率も高い水準を保っています。世界に誇る日本食の今後の在り方は、生活習慣病への対応や、これからの日本の高齢化社会での健康生活に極めて重要となっており、本学は引き続き栄養士と管理栄養士の養成を責務としていきます。



短期大学部での給食管理実習

また、短期大学部では栄養士養成に加え、製菓衛生師の養成にも力を入れています。製菓の専門知識や技術、そして実績ある栄養学の知識をバランスよく身につけさせ、製菓業界が求める人材を育成しています。

食の展開はフードビジネスで

フードビジネス学科は全国的にもほ

とんど類がない学科名です。「食」に関する産業は農業や水産業の一次産業から、食品製造などの二次産業、さらに外食産業などの三次産業まで幅が広く、この分野で働く人材は農学部や経済、社会学部等の多様な学部学科で養成されてきました。フードビジネス学科は、短期大学の経営学科を母体として、栄養や調理の内容も取り入れた文字どおりの文理融合の学科となっています。したがって経営、経済、簿記といった会社運営の基本から、栄養学、食品学、調理学など食の基本を含めて学ぶこととなります。卒業生は「食」に関する様々な会社で就職するとともに、喫茶店や飲食店などの自営業まで幅広く従事することになります。

業界からも人材育成の学科として支援を受けており、日本フードサービス協会からの寄附講座では、著名な外食産業の経営者の講義を直接受けることができます。また、食品商社・食品メーカーとのコラボレーションによる商品開発など、産学連携が特色の学科となっています。

情報社会で働く人材の養成

現在の情報社会の様々な分野で活躍する人材を養成するため、情報メディア学科を設置しています。これは、短期大学で受験志願者が非常に多かった情報処理学科を母体としています。コンピュータが普及し、さらにインターネット、スマートフォンといった情報

手段は急速に進歩しています。この変化の流れは止まることなく、新旧の交替も著しいと言えます。本学科では、「情報システム」「映像メディア」「サウンド制作」「メディアプランニング」の4コースがあり、選んだコースの専門知識だけでなく、他のコースの科目も自由に学ぶことができます。多様な学びの中で、これからの社会が求める「複合スキル」を身につけさせ、進化し続ける情報社会をリードする「エンジニア」や「クリエイター」を養成していきます。

3本柱を支える基礎教育センター

大学では1、2年生に対して学習支援を行う全学的な「基礎教育センター」を2012年から設置しています。「日本語力」と「数的処理」を全学科必修とし、管理栄養士を目指す学生にはさらに「基礎化学」の学修サポートを行っています。これらの科目では知識や技術よりも考え方や取り組み姿勢を重視しており、決まった答えを導き出すのではなく、独自のテキストを作成しての授業や、グループの話し合いの中で最適解を求めるといったような形で授業を進めています。

この取り組みは、専門教育への橋渡しとしてのほか、学生たち自身の成長にもつながっており、大学教育学会などからもその先進性が高く評価されています。



基礎教育センターの授業

稲沢キャンパスに食と情報教育の充実を目指すFLOS館の新設

創立60周年を記念する事業として、より高度な教育・研究の実現を目的に新校舎FLOS館の新設を行いました。「FLOS（フロース）」はラテン語の「花」を意味し、白い建物の外観は本学園の校章である「ユリ」を表しています。この新校舎の新設によって稲沢キャンパスの建物が口形に集合し、学生が学びやすい環境となりました。

創立60周年という節目の年に、次の時代に向けた教育環境が整備されたことにより、教育研究の質を向上させ、さらに学生一人一人の個性や潜在能力を開花させていきます。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

景山 節（かげやま たかし）

1947年生れ。名古屋大学理学部卒。京都大学教授などを経て2012年より現職。

平成28年度の掛金等の率

企画室

平成28年度の掛金等の率は、28年1月20日開催の共済運営委員会において了承され、下表のとおりとなりましたのでお知らせします。

短期給付等掛金率

(1)短期給付分掛金率の改定

短期給付分掛金率については、短期勘定の推計を行った結果、高齢化の進展に伴い年々増加する高齢者医療制度への支援金等の増加により、現行の掛金率のままでは財政の均衡を保つことが困難となることが見込まれることから、現行の7・445%を0・787ポイント引き上げ、8・232%に改定します。

(2)介護分掛金率の改定

介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数を基に介護納付金を算定した結果、前年度より納付額が約10億7千万円増加したことから、現行の1・125%を0・038ポイント引き上げ、1・163%に改定します。

退職等年金給付掛金率

1・50%に据え置きます。

加入者保険料率

加入者保険料率（軽減保険料率）については、26年度に行った財政再計算（27年度から5年間）の結果を踏まえ

短期給付等掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」

28年度分特定保険料率に相当する掛金率（高齢者支援金等に充てるための掛金率）は3・14%となります。加入者と学校法人等が折半して負担するため、加入者負担分は、1・57%（3・14%×二分の一）です。この1・57%は短期給付等掛金率の内訳を示すものであり、新たな負担が生じるものではありません。

子ども・子育て拠出金率

現在の0・15%から0・20%へ変更となる予定です。

決定され次第、改めて通知します。

詳しい内容は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください。

【平成28年度の掛金等の率】

①40歳以上65歳未満の加入者

() 内は平成27年度（平成27年10月から28年3月まで）の掛金等の率

(単位：%)

区 分	短期給付等掛金率				退職等年金 給付掛金率	加入者保険料率 ＜軽減保険料率＞	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種 加 入 者	8.232 (7.445)	0.250	1.163 (1.125)	9.645 (8.820)	1.50	13.557(～8月) 13.911(9月～) (13.557)	24.702(～8月) 25.056(9月～) (23.877)
乙種加入者等 (注)	8.232 (7.445)	0.195	1.163 (1.125)	9.590 (8.765)	—	—	9.590 (8.765)
丙 種 加 入 者	—	0.195	—	0.195	1.50	13.557(～8月) 13.911(9月～) (13.557)	15.252(～8月) 15.606(9月～) (15.252)
任 意 継 続 加 入 者	8.232 (7.445)	0.125	1.163 (1.125)	9.520 (8.695)	—	—	9.520 (8.695)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

() 内は平成27年度（平成27年10月から28年3月まで）の掛金等の率

(単位：%)

区 分	短期給付等掛金率				退職等年金 給付掛金率	加入者保険料率 ＜軽減保険料率＞	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種 加 入 者	8.232 (7.445)	0.250	—	8.482 (7.695)	1.50	13.557(～8月) 13.911(9月～) (13.557)	23.539(～8月) 23.893(9月～) (22.752)
乙種加入者等 (注)	8.232 (7.445)	0.195	—	8.427 (7.640)	—	—	8.427 (7.640)
丙 種 加 入 者	—	0.195	—	0.195	1.50	13.557(～8月) 13.911(9月～) (13.557)	15.252(～8月) 15.606(9月～) (15.252)
任 意 継 続 加 入 者	8.232 (7.445)	0.125	—	8.357 (7.570)	—	—	8.357 (7.570)

(注) 乙種加入者等…短期給付のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）

※掛金等の負担は、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

※都道府県補助金は、標準報酬月額にかかる加入者保険料に対して補助されます。標準賞与額にかかる加入者保険料に対して補助はありません。

- (2) 支給開始日の属する月（28年3月）以前の直近の継続した加入者期間が12月に満たない場合（27年10月1日資格取得者の例）

支給額 = ①「27年10月～28年3月の各月の標準報酬月額平均額／22」又は②「26年9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全加入者の標準報酬月額平均額を基礎とする標準報酬月額（380,000円）／22」のいずれか少ない額×80／100×21日（4/1～4/30の間の土日を除く日数）
－支給期間に対して学校法人等から支払われる報酬

2 出産手当金の額

平成28年4月1日から前記1の傷病手当金と同様の計算方法に変更となります。

3 入院時食事療養費の食事療養標準負担額

入院時の食事療養標準負担額（自己負担額）が、下表のように段階的に引き上げられる予定です。

区 分	現 行 負担額（1食）	平成28年4月1日～ 負担額（1食）	平成30年4月1日～ 負担額（1食）
一般所得	260 円	360 円	460 円
住 民 税 非課税世帯	90 日までの入院 210 円 91 日以降の入院 160 円	引き上げなし（据え置き）	
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者	100 円		

※難病・小児慢性特定疾病の患者は、据え置き

※27年4月1日以前から28年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者は、据え置き

任意継続加入者にかかる標準報酬月額の算出方法及び上限額の改正

業務部 資格課・掛金課

平成28年3月31日以前退職者（同年4月1日に任意継続加入者になる人が含まれます）と同年4月1日以後退職者（同年4月2日以後に任意継続加入者となる人）で標準報酬月額の算出方法が変わります。

28年3月31日以前退職者

次のうち、いずれか少ない額

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 短期給付を受ける加入者（任意継続加入者を除く）の標準報酬月額平均額（当年1月1日時点）
※28年度は375,000円（上限額）
- ③ 加入者期間が15年以上あり、かつ55歳以上で初めての退職の場合は、退職時の標準報酬月額から3割相当額を控除した額

28年4月1日以後退職者

次のうち、いずれか少ない額

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 短期給付を受ける全加入者の標準報酬月額平均額（前年9月30日時点）を標準報酬月額表の報酬月額に当てはめた場合の標準報酬月額
※28年度は380,000円（上限額）
- （③は廃止）

28年度の「任意継続掛金等早見表」は、3月上旬に送付する予定です。

短期給付にかかる変更（平成28年4月～）

業務部 短期給付課

平成27年5月に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」により私立学校教職員共済法及び準用する国家公務員共済組合法が改正されたことに伴い、28年4月1日から短期給付の取り扱いが次のとおり変更になります。

1 傷病手当金の額

平成28年4月1日から計算方法が変更となります。

変更前	1日につき、標準報酬日額（標準報酬月額／22分の1に相当する金額）の100分の80に相当する金額 標準報酬日額（標準報酬月額／22〔注1〕）×80/100〔注2〕
変更後	1日につき、傷病手当金の支給を始める日（以下「支給開始日」といいます）の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額の22分の1に相当する金額〔注1〕の100分の80に相当する金額〔注2〕 ただし、標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合にあっては、支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額の22分の1に相当する金額〔注1〕又は支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額を基礎とする標準報酬月額〔注3〕の22分の1に相当する金額〔注1〕のいずれか少ない額の100分の80に相当する金額〔注2〕 (1) 支給開始日の属する月以前の直近の継続した加入者期間が12月以上の場合 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額／22〔注1〕×80/100〔注2〕 (2) 支給開始日の属する月以前の直近の継続した加入者期間が12月に満たない場合 ①「支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額／22〔注1〕」又は ②「支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額を基礎とする標準報酬月額〔注3〕／22〔注1〕」のいずれか少ない額×80/100〔注2〕

〔注1〕 5円未満の端数があるときは切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは切り上げます。

〔注2〕 支給額に50銭未満の端数があるときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは切り上げます。

〔注3〕 26年9月30日及び27年9月30日における当該標準報酬月額は、380,000円となります。

<留意事項>

- ① 学校法人等から支給期間にかかる報酬の全部又は一部を受ける場合には、その金額が調整されます。
- ② 年金等との調整については、詳細が決まり次第私学共済ホームページ等でお知らせします。
- ③ 傷病手当金の支給開始が28年3月31日以前の人であっても、28年4月1日以後の支給分は、変更後の計算方法により支給額を決定します。

【参考事例】

28年2月に休み始めて4月末まで休職し、3月1日から給与が減額された人の3月分と4月分の傷病手当金の算定方法（28年3月1日から支給開始の例）

○28年3月の支給期間：変更前の算定方法により決定します。

支給額＝標準報酬日額（標準報酬月額／22）×80/100×23日（3/1～3/31の間の土日を除く日数）－支給期間に対して学校法人等から支払われる報酬

○28年4月の支給期間：変更後の算定方法により決定します。

(1) 支給開始日の属する月（28年3月）以前の直近の継続した加入者期間が12月以上ある場合

支給額＝27年4月～28年3月の各月の標準報酬月額の平均額／22×80/100×21日（4/1～4/30の間の土日を除く日数）－支給期間に対して学校法人等から支払われる報酬

採用時の手続き

加入者の資格取得 資格課

教職員を採用したときは、採用の日から10日以内に資格取得の報告をしてください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者であっても資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、ぜひ事前受付をご利用ください（手続き方法は本誌2月号10頁を参照）。

◆提出する書類

(1) 資格取得報告書

①新規資格取得

初めて私立学校の教職員として採用された人

②継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任教で教職員として採用された人

③再資格取得

過去に私学共済制度に加入した人で、1日以上期間を空けて再び教職員として採用された人や、私学共済制度の任意継続加入者で私立学校の教職員として採用された人

※同一法人で複数の学校を有する場合、必ず所属している（実際に勤務している）学校で「資格取得報告書」を提出してください。

(2) 所属学校等変更報告書

複数の学校を有する同一法人内で別の学校に異動（勤務先の学校が変更）になった人

※必ず後任の学校から「所属学校等変更報告書」を提出してください。

◆記入上の注意

(1) 氏名欄に外国人氏名を記入するとき

・フリガナ欄・漢字欄とも、16文字以内とし、氏と名の区切りに1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所）。

・フリガナ欄→カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。アルファベットや拗音は登録できません。

・漢字欄→アルファベットを使用する場合、大文字のみとなります（カタカナや漢字も可）。

(2) 基礎年金番号の記入

「資格取得報告書」の基礎年金番号欄の記入が無い場合は、報告書を返送しますので、必ず記入してください。

基礎年金番号は年金手帳や基礎年金番号通知書等から資格取得報告書に正確に転記し、確認した書類の写しを添付してください。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所の窓口にお問い合わせください。

なお、20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号をお持ちでないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を○で囲み、理由も記入してください。

基礎年金番号による同一人物判定で、加入者の過去の私学共済制度の加入経歴が判明した場合は、申請の取得区分と異なる取得区分に読み替えることがあります（その場合、手続きが通常より遅れることがあります）。必ず確認通知書等で内容を確認してください。

(3) 住所欄

フリガナ（マンション等名を含みます）も忘れずに記入してください。住所には「・」「&」等の記号や「I」「II」等のローマ数字は使用できません。

◆任意継続加入者が再び私学に就職して加入者になるとき

学校法人等は、加入者が「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出したことを確認したうえで、「資格取得報告書」（再資格取得）の余白に「任継喪失申出書提出済」と朱書きし、提出してください。

被扶養者の認定 資格課

「被扶養者認定申請書」と添付書類を、必ず資格取得日から30日以内に提出してください。30日を過ぎて申請した場合、その申請を私学事業団で受理した日（発信日が確認できる場合はその日）が被扶養者の認定日となりますので注意してください。

やむを得ない事情で、期日までに添付書類が整わないことがあったときには、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて期限内に送付してください。申請書を受け付け後、書類不備で返送しますので、添付書類が整い次第一括して再提出してください。その場合は、30日以内に申請があつたものとみなします。なお、処理の遅れや誤りにつながる可能性があるため、添付書類のみを別送することとは、絶対にしないでください。

継続資格取得や所属学校変更の場合は、被扶養者に変更がなければ継続して認定されますので申請は不要です。

※加入者番号がまだ決定されていない場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄については、学校記号番号までを記入するとともに、「資格取得年月日」欄及び「被扶養者の要件を備えるに至った理由及び年月日」欄を必ずご記入ください。

◆被扶養者認定申請書の添付書類

(1) 新規資格取得や再資格取得の場合

加入者との続柄を確認する書類（戸籍謄本等）や収入を確認する書類など、扶養の事実を確認する書類を添付してください。

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類が異なるため、詳細については、「事務の手引」の被扶養者の章や私学共済ホームページを参照してください。

(2)任意継続加入者が再資格取得し、任意継続期間に認定されていた被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続き資格取得する場合

①配偶者と子の認定申請に限り、前の健康保険制度で認定されていた場合は、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証等の写し又は資格証明書（続柄、生年月日が確認できるもの）に代えることができます。

②子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①のほかに加入者と配偶者の収入を比較する書類が必要です。具体的には、加入者の年収見込証明書（被扶養者認定申請書の「加入者年間所得推計額」欄への記入）と、配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写しを添付してください。なお、死亡・離婚等により配偶者がいない場合には、加入者及び子の戸籍謄本が必要です。

◆国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、国民年金第3号被保険者の届け出を同時に提出してください。

加入者証が届く前に 保険診療を受けるとき

資格課・短期給付課

(1)加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合

本事業団が了承したときに限り、学校法人等の代表者が加入者に「療養資格証明書」（事務の手引）51～53頁・私学共済ホームページを参照）を交付することができます。ただし、加入者番号が決定する前或被扶養者認定が確定する前に交付することはできません。当該証明書は学校法人等の責任において交付するものです。取り扱いには慎重に行ってください。

(2)加入者番号等が未決定の場合

医療機関の窓口で、一旦医療費の全額を自己負担しますが、加入者番号等が決定した後、一部負担金（原則3割）以外の保険診療分は、療養費・家族療養費として現金で給付されます。「療養費・家族療養費請求書」に医療機関の証明を受けた「診療報酬明細書」（注）を添付して本事業団に提出してください。

（注）「領収書」（原本）と「診療報酬明細書」（レセプト）の写しでも可

継続資格取得者の福祉事業

保健課・貸付課

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、積立貯金は一時留

保の取り扱いとなります。新たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することにより、積み立てを再開できます。

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります（手続き不要）。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

◆貸付け

(1)一般・教育・結婚・災害・医療貸付
住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得した場合、後任校を通じて「異動報告書」を提出すれば、後任校でも引き続き定期償還できます。

(2)住宅貸付
住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給される場合は、継続資格取得をしても、即時償還しなければなりません。なお、前任校の退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

退職手当の額が即時償還額より少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書」（書式は任意、様式用紙等のダウンロードからダウンロードできます）を提出してください。折り返し本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、退職手当等から償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

ロードからダウンロードできます）を提出してください。折り返し本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、退職手当等から償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

ロ 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が引き継がれるときは本事業団にご相談ください。

ハ その他の事情で退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（書式は任意）を提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を提出してください。

- ・「異動報告書」
- ・「退職手当引当承諾書」
- ・「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合）

異動報告が到着後、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。事前受付の場合は、前任校で定期償還していない月分の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。

なお、借受人に、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

（詳細は「事務の手引」913頁915頁を参照）

本文記載の「事務の手引」は、平成26年版を参照してください（27年版は発行していません）。



共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

共済業務

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

平成28年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています。

加入者証等は毎週2回の決定後に順次発送します。

受付開始：3月1日（火）

決定日：受け付けから8～10日後の火曜日・金曜日

発送日：決定日から3日後

・受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間（標準処理期間）が必要になります。

ただし、継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで処理が保留となります。

・標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えていただくようご協力をお願いします。

・3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者に渡してください。

・例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。事前受付で処理した内容を訂正できるのは4月1日以後となります。

・詳しくは、本誌2月号10頁又は私学共済ホームページ〔事務担当者用ログインページ▶共済業務スケジュール▶業務カレンダー年間スケジュール▶3月〕をご覧ください。
【業務部 資格課】

標準報酬月額の上限改正に伴う 確認通知書の送付

平成28年2月1日付け（私共資格第448号）で通知しましたとおり、28年3月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が1,235,000円以上の加入者については、改正後の標準報酬月額の等級表に当てはめて、28年4月からの標準報酬月額の等級を決定し、4月中旬に「確認通知書」を学校法人等に送付します。
【業務部 資格課】

共済定期保険の配当金の送金

平成27年度配当金の送金は6月下旬の予定です。27年10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在届け出ている指定金融機関（保険料振替口座）の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、4月8日（金）までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合があります。口座の登録内容に変更があった場合は、保険料の振り替えに支障のないよう速やかに届け出てください。
【福祉部 保健課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

特定健康診査受診券の有効期限は 3月31日まで

昨年6月に学校法人等から加入者を經由して配付していただきました被扶養者の「特定健康診査受診券」の有効期限は平成28年3月31日です。

被扶養者の健康管理のために加入者に対して、被扶養者への受診勧奨の呼びかけをお願いします。

私学共済ホームページに特定健診機関（病院）一覧を掲載していますのでご利用ください。〔福祉事業のご案内▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導機関（病院）一覧〕
【福祉部 保健課】

年金積立金四半期の運用状況を公表します

被用者年金制度一元化後の年金積立金の運用状況（平成27年度第3四半期）を、私学共済ホームページ〔年金資産の運用〕に掲載します。
【資産運用部】

「私学共済ブック2015〔給付編〕」 を送付しました

「私学共済ブック2015〔給付編〕」を加入者向広報「レター」3月号等に同封し、3月上旬に学校法人等宛てに送付しました。
【広報相談センター 広報班】

3月の共済業務スケジュール

1日(火)	資格	事前受付開始
2日(水)	貸付	送金
6日(日)	貸付	2月分定期償還期限
10日(木)	貯金	払込期限（必着）
15日(火)	貸付	4月4日送金申し込み・任意償還申し出締め切り
22日(火)	貯金	送金 貸付 送金
25日(金)	貯金	払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申し出等締め切り
28日(月)	掛金等	2月分掛金等口座振替（自振校のみ）
	貸付	3月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(木)	貸付	4月22日送金申し込み締め切り
	掛金等	2月分納期限

4月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付	送金
6日(水)	貸付	3月分定期償還期限
8日(金)	貯金	払込期限（必着）
15日(金)	貸付	5月2日送金申し込み・任意償還申し出締め切り

「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実を図っていきたいと考えています。本誌に対するご意見・ご感想又は取り上げてほしい企画などがありましたら、今後の編集の参考にさせていただきますので下記までお寄せください。

たくさんのご意見等をお待ちしています。

【企画室】

☎03(3230)7809~7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務貸付金残高証明書の発行

貸付残高のある全学校法人に対し、平成28年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。

貸付残高のある法人においては、発行願を提出する必要はありません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、理事長印を押印した「残高証明書の発行願」(A4判)と返信用封筒(切手を貼付したもの)を同封のうえ、ご提出ください。

- ①27年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ②27年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、27年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

〔会計監査人への残高証明書の発行〕

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、送付先の監査人の住所・名称(氏名)を明記した返信用封筒(表書に「学校法人〇〇学園監査資料」・「学校法人番号」を併記し、切手を貼付したもの)と残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」(公認会計士協会所定様式)を提出してください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内(平成28年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますのでご注意ください。

償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。特に3月は約定償還月に当たります。お忘れのないようご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871・7872

Eメール yushi@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」をご活用ください

平成27年度版「自己診断チェックリスト」をホームページに掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶自己診断チェックリスト 平成27年度版〕

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7829・7831

Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
 (しの鉄道「中軽井沢」駅下車、徒歩10分)

緑に囲まれた静かな環境にあるすずかる荘での学校行事を、ぜひご検討ください



セミナールーム

セミナープラン

1泊2食(1名様) 8,500円

10~20名程度の研修や合宿、会議に最適なプランです。

取扱期間：通年(8月・年末年始を除きます)

※料金にセミナールームの使用料は含まれています。



すずかる荘内のテニスコート

☆和室の他にコテージ(5~10月頃まで利用可能です)もあります。詳しくはお問い合わせください。

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
 (JR「金沢」駅から北鉄バスで「南町・尾山神社」下車、徒歩4分)

兼六荘からすぐの金沢城では、菱櫓等の歴史的建造物に出会えます



金沢城菱櫓(写真提供:金沢市)

加賀料理堪能プラン

1泊2食(2名1室/1名様) 10,800円

「食彩 雪づくり」で旬の食材を使用した加賀料理をご賞味いただけるプランです。

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

※1名1室の場合は1,000円の割り増しとなります。



加賀料理(イメージ)

融資事業のご案内

対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表(平成28年3月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業並びに校(園)地の 買収事業等	0.7	0.4	0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	0.8	0.5	—
【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象)、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.4	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・
 固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等償還です。

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp